

議案第 4 号

福生都市計画事業瑞穂町箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業施行規程
を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 26 年 3 月 3 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

財団法人東京都新都市建設公社が公益財団法人へ移行し、併せて名称を変更したことに伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

福生都市計画事業瑞穂町箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業施行
規程を定める条例の一部を改正する条例

福生都市計画事業瑞穂町箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業施行規程
を定める条例（平成 6 年条例第 20 号）の一部を次のように改正す
る。

第 1 条中「福生都市計画事業瑞穂町箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業」を「箱根ヶ崎駅西地区の土地区画整理事業」に改める。

第 7 条第 1 項第 3 号中「東京都新都市建設公社」を「公益財団法人東京都都市づくり公社」に改め、同項第 4 号中「特別の事由の」を「特別の事由が」に改める。

第10条第2項中「事業」を「土地区画整理事業」に、「有する者から」を「有する者のうちから」に改める。

第26条中「完了しない前であっても」を「完了する以前においても」に改める。

第36条中「町長が」の次に「別に」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福生都市計画事業瑞穂町箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業施行規程を定める条例 新旧対照表

新	旧
<p>目次 略</p> <p>第1章 略</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、瑞穂町箱根ヶ崎駅西における町の中心核の形成を図るため、土地区画整理法(昭和29年法律第119号。以下「法」という。)第3条第4項の規定により、瑞穂町(以下「町」という。)が施行する<u>箱根ヶ崎駅西地区の土地区画整理事業</u>(以下「事業」という。)に関し、法第53条第2項各号に掲げる事項その他必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2条から第5条 略</p> <p>第2章 略</p> <p>第3章 略</p> <p>(処分方法)</p> <p>第7条 略</p> <p>(1)(2) 略</p> <p>(3) <u>公益財団法人東京都都市づくり公社</u>が市街地開発区域の整備の用に供するとき。</p> <p>(4) 事業の施行に伴う<u>特別の事由</u>があるとき。</p> <p>(5) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>第8条 略</p> <p>第4章 略</p> <p>第9条 略</p> <p>(委員の定数)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項に規定する委員の定数のうち、法第58条第3項の規定により町長が<u>土地区画整理事業</u>について学識経験を有する者のうちか</p>	<p>目次 略</p> <p>第1章 略</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、瑞穂町箱根ヶ崎駅西における町の中心核の形成を図るため、土地区画整理法(昭和29年法律第119号。以下「法」という。)第3条第4項の規定により、瑞穂町(以下「町」という。)が施行する<u>福生都市計画事業瑞穂町箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業</u>(以下「事業」という。)に関し、法第53条第2項各号に掲げる事項その他必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2条から第5条 略</p> <p>第2章 略</p> <p>第3章 略</p> <p>(処分方法)</p> <p>第7条 略</p> <p>(1)(2) 略</p> <p>(3) <u>東京都新都市建設公社</u>が市街地開発区域の整備の用に供するとき。</p> <p>(4) 事業の施行に伴う<u>特別の事由</u>のあるとき。</p> <p>(5) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>第8条 略</p> <p>第4章 略</p> <p>第9条 略</p> <p>(委員の定数)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項に規定する委員の定数のうち、法第58条第3項の規定により町長が<u>事業</u>について学識経験を有する者から選任する委員の定</p>

ら選任する委員の定数は、2人とする。

3 略

第11条から第17条 略

第5章及び第6章 略

第7章 略

第24条及び第25条 略

(換地処分の特例)

第26条 法第77条の規定による建築物等の移転又は除却が完了した場合においては、その他の工事が完了する以前においても法第103条第2項の規定により換地処分を行うことができる。

第8章 略

第9章 略

第32条から第35条 略

(委任)

第36条 この条例に定めるもののほか、事業の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表 略

数は、2人とする。

3 略

第11条から第17条 略

第5章及び第6章 略

第7章 略

第24条及び第25条 略

(換地処分の特例)

第26条 法第77条の規定による建築物等の移転又は除却が完了した場合においては、その他の工事が完了しない前であっても法第103条第2項の規定により換地処分を行うことができる。

第8章 略

第9章 略

第32条から第35条 略

(委任)

第36条 この条例に定めるもののほか、事業の施行について必要な事項は、町長が_____定める。

別表 略